平成２９年（フ）第５７号
埼玉県本庄市小島南３丁目１番16号　プレジール本庄511
債務者　兵藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第９６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3889番地７
債務者　中嶋　勝也
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第９６号
山梨県南アルプス市田島298番地１　天神団地２―101、前住所山梨県南アルプス市浅原234番地１
債務者　名取　千年
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第６５号
静岡県富士市松岡1119番地の１
債務者　青野　智一
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２８年（フ）第１８０８号
名古屋市西区天塚町１丁目78番地の２　ヒサスイコー天塚Ⅰ　203号、従前の住所名古屋市西区児玉２丁目21番７号
債務者　日尾　慎吾
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第６６号
兵庫県宝塚市旭町１丁目14番20―302号
債務者　岸本　祐介
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第９５号
兵庫県川西市見野２丁目５番８号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町島字賀島２番地の２
債務者　小屋　一弘
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目26番２―1108号
債務者　寒作　誠夫
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２９年（フ）第６号
鳥取県米子市三本松２丁目３番６号　102号
債務者　渡邊　健治
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（フ）第４２号
鳥取県米子市皆生３丁目７番16号、前住所鳥取県米子市車尾５丁目12番25号　101号
債務者　松田　　孝
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（フ）第２５７号
福岡市東区青葉７丁目11番３―105号
債務者　松口　英夫
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第５２５号
福岡市西区上山門２丁目10番22号
債務者　宮崎　良一
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第５３０号
福岡市中央区荒戸１丁目４番17号
債務者　西岡　淳子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第５３６号
福岡県筑紫野市杉塚４丁目２番20号
債務者　片山　知美
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第２３号
長崎県大村市久原１丁目223番地53
債務者　向井　　宏
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２９年（フ）第２０３号
北九州市八幡西区青山２丁目10番22―303号
債務者　林田　良二
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第２０５号
北九州市小倉北区片野４丁目13番35―601号
債務者　大松　真紀
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第２２７号
北九州市小倉南区横代北町４丁目８番29―２号（Ｂ棟201号）
債務者　崎村　美樹
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部